

第12回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和2年5月28日（木）

15:00～

場所：県庁7階 審議会室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく警戒度の

移行について

（2）ガイドラインに基づく5月30日（土）以降の要請（案）について

（3）各部局からの報告事項について

（4）その他

4 閉 会

＜警戒度移行の判断基準 ①客観的な数値＞

項目		内容	現在値 (5/27)	過去最高値
1 感染状況	(1)新規感染者数	平均 5 人/日 以下 かつ 減少傾向	0.1 人	7.5人
	(2)経路不明の感染者数	経路不明が 1 / 3 以下 or 1 人未満/日	0.1 人	40.0%
	(3)PCR検査の陽性率	平均 5 % 以下	0.6 %	13.4%
2 医療提供体制	(1)重症・重篤例への診療体制	①ECMO使用（超重症者） ②人工呼吸器使用（重症者）	4 台以下 10 台以下	7台中 0 台 23台中 1 台 －
	(2)病床の稼働率	感染者用病床の稼働率	50 % 以下	8.8 % 74.8 %

※各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備の進展に合わせ、基準も変動します。

警戒度移行の判断基準(②総合的な状況)について

警戒度移行の判断基準(②総合的な状況)について				R2.5.28 健康福祉部
項目	内容	評価	状況	
1 感染状況	介護施設等の状況 近隣都県の感染状況	◎	<p>【介護施設等の発熱モニターの状況（5/27時点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 1490施設の入居者・職員（県+中核市+31市町村） ・報告率 80.0%（中核市分のぞく736施設） ・市町村への拡大 中核市は導入済み、残り38施設も今月中に稼働予定 	
	群馬県の感染状況	◎	<p>【実効再生産数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬大学大学院 内田准教授による推計値（5/19現在） 群馬県 - (0人のため推計不能) ・参考：東洋経済による推計値（5/25現在） 東京都 0. 57 群馬県 0 ・参考：東京工業大学ボランティアによる推計値（5/26現在） 東京都 0. 47 群馬県 0. 45 	
2 医療提供体制	入院状況	○	【平均入院期間（5/27現在）】 25.3日	
	P C R検査件数	◎	【1週間を平均とする1日当たりの検体採取能力（5/27現在）】 111件	
医療提供体制	院内感染制御	○	<p>【P P Eの備蓄日数（5/26現在）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4病院でガウン等の一部の備蓄が60日未満だが、今週中に確保見込。 (感染症指定病院及び協力病院等に対するアンケート調査結果) 	
	一般医療への影響 疑似症患者への医療等	◎	<p>【一般医療への影響（5/26現在）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療上の大きな影響は出ていない (感染症指定病院及び協力病院等に対するアンケート調査結果) 	
医療提供体制	軽症者等の宿泊療養施設の確保等	◎	<p>【疑似症患者の入院者数（5/27現在）】 0人</p>	
		◎	【宿泊療養者数／運用室数（5/27現在）】 0人／150室	

警戒度の引下げ

5/30(土)から 警戒度 2 へ



県民の皆様への要請

警戒度 3		警戒度 2	
外出	○ (不要不急を除く)	○ (感染リスクの高い場所を除く)	
他の都道府県 との往来	×	△ (5都道県への不要不急の往来を除く)	×
高齢者や基礎疾患 のある方の外出	×		

県民の皆様への要請

警戒度 3

イベント

△
10人以下は○

警戒度 2

△
50人以下は○

※収容定員半分以下の参加者数とする

事業者の皆様への要請

警戒度 3

× クラスターが
発生した施設等

警戒度 2

○すべての施設

ただし、「感染防止ガイドラインの策定」
「徹底した感染防止対策」
が前提

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく 要請について（5月30日（土）以降）

1 要請を開始する日

令和2年5月30日（土）

2 要請する区域

群馬県内全域

3 ガイドライン警戒度

5月30日（土）から警戒度「2」に移行

4 ガイドライン警戒度「2」における要請の概要

【社会経済活動再開のガイドライン「4段階の警戒度と行動基準」より】

警戒度		個人			事業者		【参考】 学校
区分	状態	外出	県外移動	イベント	休業等	勤務形態	
4	県内、都内ともに感染リスクが大きい	×	×	×	・遊技・遊興施設、文教施設等の休業要請 ・飲食店の時短営業 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨 (7割目標)	× ・登校なし ・部活自粛
3	県内では感染リスクが抑制されているが、都内では依然として感染リスクが高い	△ ・3密となるハイリスク場所は不可 ・高齢者等のハイリスク者は不可	×	△ 10人以下のものは可	一部解除 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨 (5割目標)	× ・登校なし ・部活自粛
2	県内、都内ともに感染リスクが抑制されている	△ ・3密となるハイリスク場所は不可 ・高齢者等のハイリスク者は不可	△ 5/25解除の5都道県への不要不急の往来は不可	△ 50人以下のものは可	全面解除 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨 (3割目標)	△ ・分散登校 (週2~3日) ・部活自粛
1	県内、都内ともに感染リスクが低い	○	○	○	全面解除	テレワークの推奨	△→○ 分散(週5) →通常登校

※1 全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策を徹底

※2 国の基本的対処方針に基づき、今回の要請では「県外移動」を○→△に修正

5 県民の皆様への要請

以下の事項について、ご協力をお願いします。

(1)外出について

- ・換気が悪い「密閉空間」、多くの人が集まる「密集場所」、間近で会話や発声をする「密接場面」といった、いわゆる3つの「密」状態が発生しやすく、感染リスクが高いと思われる場所への外出は控えてください。
- ・高齢者や基礎疾患のある方については、生活に必要な場合を除いて、外出を控えてください。
- ・外出の際は「(4)新しい生活様式の実践について」に掲げる事項を厳守してください。

(2)県外への移動について

- ・5月25日まで緊急事態宣言の対象区域となっていた5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）への不要不急の往来は、控えてください。

(3)イベント等の開催、参加について

- ・全国的かつ大規模なイベント等の開催については、原則延期または中止とするなど、慎重な対応を求めます。
- ・参加者が50人以下のイベント等については自粛を求めませんが、会場収容定員に対して、参加者数をその半分以下とするなどの工夫をお願いします。あわせて、別表に掲げる適切な感染防止対策を徹底いただくようお願いします。

(4)「新しい生活様式」等の実践について

- ・「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いによる手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策については、引き続き継続した取り組みをお願いします。
- ・政府専門家会議で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」を参考に、3つの「密」状態を回避とともに、日々の生活を見直し、新たな感染防止策を実践してください。

6 事業者のみなさまへの要請

以下の事項について、ご協力をお願いします。

(1) 感染防止対策の徹底について

- ・すべての事業者において、別表で掲げる感染防止対策例等を踏まえながら、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・各種業界団体等において、業種や施設の種別ごとのガイドラインを作成し、所属事業者や関係事業者へガイドラインに沿った感染防止対策の徹底を促すようお願いします。

※ガイドラインの作成にあたっては、政府が公表している「業種別ガイドライン」や、本県が示す「各業界・施設毎の感染症対策ガイドライン作成例」を参考としてください。

(2) 休業要請について

- ・これまで要請していたすべての施設の事業者において、施設の使用停止の協力要請（休業要請）を解除します。
- ・施設の再開にあたっては、「(1) 感染防止対策の徹底について」に掲げる感染防止対策を講じるよう強く求めます。

(3) 勤務形態等について

- ・「新しい生活様式の実践例」を参考に、テレワーク（出勤者の3割減を目標）やローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議の開催など、人との接触を減らすための取組を実践してください。
- ・高齢者施設や病院等については、感染防止のため、面会禁止とするようお願いします。

【別表：適切な感染防止対策例】

※以下に掲げる対策例以外にも、それぞれの施設の状況や営業の形態等に応じ、適切な感染防止のための対策を実践してください。

発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none">・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none">・店舗利用者の入場制限、滞在時間の制限を設ける・十分な座席間隔(四方を開けた席配置等)を確保する・入退出時、集合場所等での十分な間隔の確保(約2m間隔の確保)・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)・密集する会議の中止 (対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none">・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行・来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行・対面機会の削減(または、ビニールカーテン等の設置)・大声での会話が発生しない環境作り(利用者への呼びかけ、音響を最小限に設定 等)・店舗・事務所内の定期的な消毒、キャッシュレスの利用
移動時の感染防止	<ul style="list-style-type: none">・ラッピング対策 (時差出勤、自家用車・自転車・歩行等による出勤の推進)・従業員数の出勤数の制限 (テレワーク等による在宅勤務の実施等)・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限

人との接觸を8割減らす、10のポイント

誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守れるよう、日常生活を見直してみましょう。

- | | | |
|---------------------------------|---|---|
| 1
ビデオ通話で
オンライン帰省 | 2
スーパーは1人
または少人数で
すいている時間に | 3
ジヨギングは
少人数で
公園は すいた時間、
場所を選ぶ |
| 4
待てる買い物は
通販 | 5
飲み会は
オンラインで | 6
診療は 遠隔診療 |
| 7
筋トレやヨガは
自宅で動画を活用 | 8
飲食は
持ち帰り、
宅配も | 9
仕事は 在宅勤務 |
| 10
会話は
マスクをつけて | 3つの密を
<u>避けましょう</u>
1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面 | |

**手洗い・
咳工チケット・
換気や、健康管理**

も、同様に重要です。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

各業界・施設毎の 「感染症対策ガイドライン」 作成例

- ① 映画館、公会堂、演芸場、展示場等
- ② 博物館、美術館、図書館等
- ③ 学習塾、各種教室等
- ④ 飲食店等
- ⑤ 物品販売業(スーパー、百貨店等)
- ⑥ 理美容ほか対人サービス業
- ⑦ ホテル、旅館
- ⑧ 公共交通等
- ⑨ 製造事業場

令和2年5月
群馬県産業経済部

【例①】映画館、公会堂、演芸場、展示場等

【留意点】

- ・開催する催物(イベント等)に関しては、催物(イベント等)の開催制限に応じて、参加する者が比較的少人数(最大50人程度)のもの等に限定すること。

「三密」環境の徹底排除

- ・入場人数の制限、滞在時間の制限
- ・十分な座席の間隔(四方を空けた席配置等)を確保する
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔を確保する
- ・適切な消毒や換気
- ・大声の発声、歌唱や声援、近接した場所での会話を避ける(イベント等)。



衛生面や健康面の管理徹底

- ・接客時等におけるマスクの着用
- ・対面する場でのビニールカーテン等の設置。または、対面機会を避ける。
- ・利用客に対し、入場時の手指消毒の励行。滞在時間が長い場合には、入場時の体調チェックを行う。
- ・共用物品、設備の消毒
- ・キャッシュレスの利用
- ・従業員の衛生対策の徹底
- ・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など

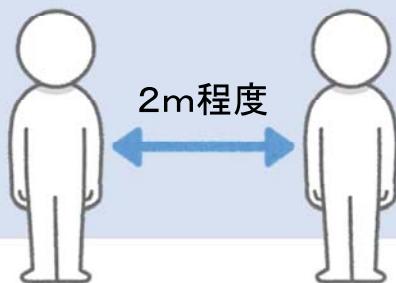
【例②】博物館、美術館、図書館等

【留意点】

- ・施設内の移動においても人ととの接触を避けるための十分な距離(できるだけ2mを目安に)を確保する。

「三密」環境の徹底排除

- ・入場人数の制限、滞在時間の制限
- ・十分な座席の間隔(四方を空けた席配置等)を確保する。または、密集が発生しないような展示配置とする
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔を確保する
- ・適切な消毒や換気



衛生面や健康面の管理徹底

- ・接客時等におけるマスクの着用
- ・対面する場でのビニールカーテン等の設置。または、対面機会を避ける。
- ・利用客に対し、入場時の手指消毒の励行。滞在時間が長い場合には、入場時の体調チェックを行う。
- ・共用物品、設備の消毒
- ・キャッシュレスの利用
- ・従業員の衛生対策の徹底
- ・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応

など

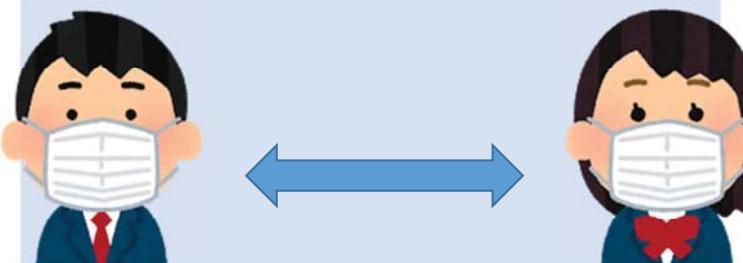
【例③】学習塾、各種教室等

【留意点】

- ・利用者同士の間にパーテーションを設けるなど、対面機会を最小限にする。
- ・利用人数、滞在時間の制限を行う。

「三密」環境の徹底排除

- ・少人数で滞在時間の制限
- ・四方を空けた席配置
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔を確保する
- ・適切な消毒や頻繁な換気



衛生面や健康面の管理徹底

- ・接客時等におけるマスクの着用
- ・対面する場でのビニールカーテン等の設置。または、対面機会を避ける。
- ・利用者に対し、こまめな手洗いの励行
- ・共用物品、設備の消毒
- ・従業員の衛生対策の徹底
- ・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応

など

【例④】飲食店等

【留意点】

- ・徹底した感染予防対策を講じた上で、営業することとし、酒類の提供時間についても配慮する。

「三密」環境を徹底的に排除

- ・こまめな換気
- ・個室などの密閉した部屋の使用や、座敷等における多人数での使用を控える
- ・座席の間にパーテーションを設ける、又は座席の間隔を十分に空ける
- ・近距離での会話や大声を避けるなど



衛生面や健康面の管理を徹底

- ・接客時等におけるマスクの着用
- ・利用客に対し、入店時の手洗い、手指消毒の励行(可能な場合は検温も)
- ・利用客の入替時の適切な消毒や清掃
- ・大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- ・共用物品、設備の消毒。
- ・キヤッショレスの利用
- ・使用済み食器やゴミの適切な処理
- ・従業員の衛生対策の徹底
- ・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など



【例⑤】物品販売業(スーパー、百貨店等)

【留意点】

- ・従業員と客との間にパーテーションを設けるなど、対面機会を最小限にする。

「三密」環境の徹底排除

- ・入場人数の制限、滞在時間の制限
- ・レジ等で間隔を空ける(床に印をつける等)
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔を確保する
- ・適切な消毒や頻繁な換気



衛生面や健康面の管理徹底

- ・接客時等におけるマスクの着用
- ・対面する場でのビニールカーテン等の設置。または、対面機会を避ける。
- ・利用客に対し、入場時の手指消毒の励行。滞在時間が長い場合には、入場時の体調チェックを行う。
- ・共用物品、設備の消毒
- ・キヤッショレスの利用
- ・従業員の衛生対策の徹底
- ・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など

【例⑥】理美容ほか対人サービス業

【留意点】

- ・従業員と客との間や、客と客との間にパーテーションを設けるなど、対面機会を最小限にする。

「三密」環境の徹底排除

- ・予約制の採用などによる滞在時間の短縮
- ・四方を空けた席配置
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔を確保する
- ・適切な消毒や頻繁な換気



衛生面や健康面の管理徹底

- ・接客時等におけるマスクの着用
 - ・対面する場でのビニールカーテン等の設置。または、対面機会を避ける。
 - ・利用客に対し、入場時の手指消毒の励行。滞在時間が長い場合には、入場時の体調チェックを行う。
 - ・共用物品、設備の消毒
 - ・キャッシュレスの利用
 - ・従業員の衛生対策の徹底
 - ・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応
- など

【例⑦】ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る)

【留意点】

- ・開催する催物(イベント等)に関しては、催物(イベント等)の開催制限に応じて、参加する者が比較的少人数(最大50人程度)のもの等に限定すること。

「三密」環境の徹底排除

- ・入場人数の制限、滞在時間の制限
- ・十分な座席の間隔(四方を空けた席配置等)を確保する
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔を確保する
- ・適切な消毒や頻繁な換気
- ・大声の発声、歌唱や声援、近接した場所での会話を避ける(イベント等)。



衛生面や健康面の管理徹底

- ・接客時等におけるマスクの着用
 - ・対面する場でのビニールカーテン等の設置。または、対面機会を避ける。
 - ・利用客に対し、入場時の手指消毒の励行。滞在時間が長い場合には、入場時の体調チェックを行う。
 - ・共用物品、設備の消毒
 - ・キャッシュレスの利用
 - ・従業員の衛生対策の徹底
 - ・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応
- など

【例⑧】公共交通等

【留意点】

- ・人ととの十分な間隔の確保に努める。

「三密」環境の徹底排除

- ・時差出勤の推奨
- ・座席間隔に留意
- ・集合場所等において人ととの十分な間隔を確保する
- ・適切な消毒や頻繁な換気



衛生面や健康面の管理徹底

- ・接客時等におけるマスクの着用
- ・対面する場でのビニールカーテン等の設置。または、対面機会を避ける。
- ・共用物品、設備の消毒。
- ・従業員の衛生対策の徹底
- ・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など

【例⑨】製造事業場

【留意点】

- ・一定の距離(2mを目安に)を保てるよう、作業空間と人間配置について最大限の見直しを行う。

「三密」環境の徹底排除

- ・管理部門を中心にテレワークや時差出勤等の活用
- ・一定の距離(2mを目安に)を保てるよう、作業空間と人間配置を見直す
- ・食堂等において人ととの十分な間隔を確保する。または、対面で座らないようにする。
- ・屋内休憩スペースは、十分な間隔の確保や常時換気を行う。
- ・混雑や接触を避けるため、ロックルームをグループごとに別々の時間帯で使用する。

衛生面や健康面の管理徹底

- ・マスクの着用
- ・工程ごとに区域を整理し、往来を最小限にする。
- ・共用物品、設備の消毒。
- ・従業員の衛生対策の徹底
- ・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など



業種別ガイドラインについて

令和2年5月26日18時 更新

業種	団体名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
1	公益社団法人 全国公立文化施設協会	文部科学省	https://www.zenkoubun.jp/info/2020/pdf/0514covid_19.pdf
2	全国興行生活衛生同業組合連合会（映画館）	厚生労働省	https://www.zenkoren.or.jp/news-pdf/0514_COVID-19_guideline.pdf
3	全国興行生活衛生同業組合連合会（演芸場）	厚生労働省	5月末公表予定
4	①劇場、観覧場、 映画館、演芸場 一般社団法人コンサートプロモーターズ協会 一般社団法人日本音楽事業者協会 一般社団法人日本音楽制作者連盟	経済産業省 文部科学省	5月27日公表予定
5	クラシック音楽公演運営推進協議会	文部科学省	6月上旬公表予定
6	緊急事態舞台芸術ネットワーク	文部科学省	6月上旬公表予定
7	②集会場、公会堂 公益社団法人 全国公民館連合会	文部科学省	https://www.kominkan.or.jp/file/all/2020/20200514_02guide.pdf
8	③展示場 一般社団法人 日本展示会協会	経済産業省	6月上旬公表予定
9	公益財団法人 日本スポーツ協会 公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会	文部科学省	https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4158 https://www.jsad.or.jp/news/detail/20200515_002154.html
10	公益社団法人 日本プロサッカーリーグ	文部科学省	https://www.ileague.jp/release/wp-content/uploads/2020/05/05e44038298e88260d6524bf435c8596.pdf
11	一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会 公益社団法人 日本パブリックゴルフ協会	経済産業省	http://www.golf-ngk.or.jp/news/2020/corona/golfcoronaguideline.pdf http://www.pgs.or.jp/data/CT_20200514105508_efe4fec0-db18-4ba8-a81f-915f6cc880e5.pdf
12	公益社団法人 全日本ゴルフ練習場連盟	経済産業省	https://www.igra.or.jp/wp1902/wp-content/uploads/2020/05/IGRA2020年5月14日ガイドライン改訂版-第三版-1.pdf
13	公益社団法人 日本テニス事業協会	経済産業省	https://www.itia-tennis.com/2020_05_14_tennis_guideline.pdf
14	一般社団法人 日本アミューズメント産業協会	経済産業省	https://jaja.jp/%e3%81%8a%e7%9f%a5%e3%82%89%e3%81%9b/%e3%82%b2%e3%83%bc%e3%83%83%a0%e3%82%bb%e3%83%b3%e3%82%bf%e3%83%bc%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%91%e3%82%81%e6%96%b0%e5%90%e8%e3%82%b3%e3%83%ad%e3%83%8a%e3%82%a6%e3%82%a4%e3%83%ab%e3%82%b9%e6%84%91%e6%9f%93/
15	一般社団法人 全日本指定射撃場協会	警察庁	http://shajoukyo.ciao.jp/
16	④体育館、水泳場、 ボーリング場、 運動施設、遊技場 全国麻雀業組合総連合会	警察庁	https://www.zenjanren.com/
17	パチンコ・パチスロ産業21世紀会	警察庁	http://www.zennichiyuren.or.jp/
18	公益財団法人 日本ゴルフ協会 公益社団法人 日本プロゴルフ協会 一般社団法人 日本女子プロゴルフ協会 一般社団法人 日本ゴルフトーナメント機構 一般社団法人 日本ゴルフトーナメント振興協会	文部科学省	http://www.iga.or.jp/jga/jsp/index.html https://www.pga.or.jp/ https://www.lpga.or.jp/ https://www.igto.org/pc/TopPage.do http://www.golf-gtpa.or.jp/
19	公益社団法人 日本ボウリング場協会	経済産業省	https://bowling.or.jp/
20	一般社団法人 日本レジャーダイビング協会 スクーバダイビング事業協同組合	経済産業省	https://diving.or.jp/ http://www.sd-kumai.org/
21	一般社団法人 日本野球機構	文部科学省	5月末公表予定
22	東日本遊園地協会 西日本遊園地協会	経済産業省	https://www.e-yuenchi.com/pdf/amusement_park_guideline.pdf https://www.nagashima-onsen.co.jp/spaland/wp-content/uploads/sites/7/2020/05/COVID-19_guideline.pdf
23	一般社団法人 日本フィットネス協会	経済産業省	https://www.fia.or.jp/public/19525/
24	⑤博物館、美術館、 図書館 公益財団法人 日本博物館協会	文部科学省	https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/coronaguide0000.pdf
25	公益社団法人 日本図書館協会	文部科学省	http://www.jla.or.jp/home/news_list/tabid/83/Default.aspx?itemid=5307
26	地方競馬全国協会	農林水産省	5月27日公表予定
27	一般社団法人 ライブハウスコミッショナ	厚生労働省	調整中

業種別ガイドラインについて

令和2年5月26日18時 更新

業種	団体名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
28	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	調整中
29	一般社団法人 日本カラオケボックス協会連合会 一般社団法人 カラオケ使用者連盟 一般社団法人 全国カラオケ事業者協会	経済産業省	http://www.jkba.or.jp/uploads/news/a2e082c81b7de927a865d1d5048c8ba7.pdf https://www.kua.or.jp/pdf/guideline.pdf http://www.karaoke.or.jp/img/guideline.pdf
30	公益社団法人 全国競輪施行者協議会 全国小型自動車競走施行者協議会 公益財団法人 JKA 一般財団法人 東日本小型自動車競走会 一般財団法人 西日本小型自動車競走会 一般社団法人 日本競輪選手会 一般社団法人 全日本オートレース選手会 一般社団法人 全国場外車券売場設置者協議会	経済産業省	5月28日公表予定
31	公益社団法人 全国学習塾協会	経済産業省	https://jja.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/guidelinever.3.pdf
32	一般社団法人 全国外国语教育振興協会	経済産業省	5月27日公表予定
33	一般社団法人 全日本ピアノ指導者協会	経渌産業省	5月29日公表予定
34	全日本指定自動車教習所協会連合会	警察庁	http://www.zensiren.or.jp
35	全国届出自動車教習所協会	警察庁	http://www.zenjikyo.com
36	一般社団法人 日本総合健診医学会 公益社団法人 日本人間ドック学会 公益財団法人 結核予防会 公益社団法人 全国労働衛生団体連合会 公益財団法人 日本対がん協会 公益社団法人 全日本病院協会 一般社団法人 日本病院会 公益財団法人 予防医学事業中央会	厚生労働省 厚生労働省	https://jhep.jp/jhep/sisetu/covid_19.jsp#coronavirus6 https://www.ningen-dock.jp/covid19_dock https://www.jatahq.org/ http://www.zeneiren.or.jp/ https://www.jcancer.jp/about_cancer_and_checkup https://www.ajha.or.jp/hms/medicalcheckup/ https://www.hospital.or.jp/docu/index.html http://www.yobouigaku-chuo.or.jp/
37	一般社団法人 建設電気技術協会	国土交通省	http://kendenkyo.or.jp/pdf/kendenkyo_guidelines.pdf
38	一般社団法人 全国LPGガス協会	経済産業省	https://www.japanlpg.or.jp/info/data/20200514.pdf
39	全国石油商業組合連合会	経済産業省	http://www.zensekiren.or.jp/20200414
40	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	国土交通省	https://jascoma.com/index.html
41	一般社団法人 日本下水道施設管理業協会	国土交通省	https://www.gesui-kanrikyo.or.jp/contents/01-01news.html
42	東日本高速道路株式会社	国土交通省	https://www.e-nexco.co.jp/
43	中日本高速道路株式会社	国土交通省	https://www.c-nexco.co.jp/topics/1121.html
44	西日本高速道路株式会社	国土交通省	https://www.w-nexco.co.jp/
45	首都高速道路株式会社	国土交通省	https://www.shutoko.jp/inquiry/prevention/
46	阪神高速道路株式会社	国土交通省	https://www.hanshin-exp.co.jp/company/
47	本州四国連絡高速道路株式会社	国土交通省	https://www.jb-honsho.co.jp/
48	一般社団法人 全国建設業協会	国土交通省	http://www.zenken-net.or.jp/
49	一般社団法人 日本建設業連合会	国土交通省	https://www.nikkenren.com/
50	一般社団法人 住宅生産団体連合会	国土交通省	https://www.iudanren.or.jp/activity/demand-proposal/pdf/covid_guideline_20200521.pdf
51	一般社団法人 日本埋立浚渫協会 一般社団法人 日本海上起重技術協会 一般社団法人 日本潜水協会	国土交通省	https://www.umeshunkyo.or.jp/ http://www.kaigikyo.jp/ http://www.sensui.or.jp/

業種別ガイドラインについて

令和2年5月26日18時 更新

	業種	団体名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
	⑨インフラ運営等	日本港湾空港建設協会連合会		http://www.nikkoren.com/
52		全国浚渫業協会		https://www.zen-shun.com/
53		一般社団法人 電気通信事業者協会	総務省	https://www.tea.or.jp/
54	⑩飲食料品供給	一般財団法人 食品産業センター	農林水産省	https://www.shokusan.or.jp/news/3694/
55		公益社団法人 中央畜産会	農林水産省	http://ilia.lin.gr.jp/archives/3079
56		公益社団法人 大日本農会	農林水産省	http://www.dainihon-noukai.jp/news01/2270/
57		一般社団法人 日本林業協会	農林水産省	https://www.maff.go.jp/i/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#glyoushubetsu
58		全国漁業協同組合連合会		https://www.zengyoren.or.jp/information/detail.php?type=press&id=152
59		一般社団法人 大日本水産会	農林水産省	https://suisankai.or.jp/news/%e3%80%8c%e6%bc%81%e6%a5%ad%e8%80%85%e3%81%ab%e6%96%b0%e5%9e%8b%e3%82%b3%e3%83%ad%e3%83%8a%e3%82%a4%e3%83%83%ab%e3%82%b9%e6%84%9f%e6%9f%93%e8%80%85%e3%81%8c%e7%99%ba%e7%94%91%e3%81%97%e3%81%9f/
60	⑪食堂、レストラン 喫茶店等	全国中央卸売市場協会		
61		全国公設地方卸売市場協議会		
62		全国第3セクター市場連絡協議会		
63		一般社団法人 全国中央市場青果卸売協会	農林水産省	http://www.seika-oroshi.or.jp/
64		一般社団法人 全国青果卸売市場協会		
65	⑫生活必需物資供給	全国青果卸売協同組合連合会		
66		公益社団法人 日本食肉市場卸売協会	農林水産省	http://www.zenseioroshiren.or.jp/
67		東京食肉市場卸商協同組合		
68		一般社団法人 日本花き卸売市場協会		
		一般社団法人 全国花卸協会		
		一般社団法人 全国水産卸協会		
		全国魚卸売市場連合会		
		全国水産物卸組合連合会		
		一般社団法人 日本加工食品卸協会	農林水産省	https://www.maff.go.jp/i/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#glyoushubetsu
		一般社団法人 日本外食品流通協会	農林水産省	http://www.gaishokukyo.or.jp/
	⑬生活必需物資供給	全国給食事業協同組合連合会	農林水産省	https://www.maff.go.jp/i/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#glyoushubetsu
		一般社団法人 日本給食連合会	農林水産省	https://www.maff.go.jp/i/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#glyoushubetsu
		酒類業中央団体連絡協議会	財務省	5月末公表予定
		一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会	農林水産省	https://www.maff.go.jp/i/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#glyoushubetsu
		一般社団法人 日本フードサービス協会	厚生労働省	https://www.maff.go.jp/i/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#glyoushubetsu
	⑭生活必需物資供給	オール日本スーパーマーケット協会		
		一般社団法人 全国スーパーマーケット協会		
		日本小売業協会		
		一般社団法人 日本ショッピングセンター協会		
		一般社団法人 日本スーパー・マーケット協会		
		一般社団法人 日本専門店協会	経済産業省	https://www.maff.go.jp/i/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#glyoushubetsu
		日本チェーンストア協会	農林水産省	http://www.ais.gr.jp/?mode=whatsnew&page=index&year=2020#526
		日本チェーンドラッグストア協会		http://www.super.or.jp/?p=1151
		一般社団法人 日本DIY・ホームセンター協会		https://japan-retail.or.jp/
		一般社団法人 日本百貨店協会		http://www.jsa-net.gr.jp/
	⑮生活必需物資供給	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会		https://www.diy.or.jp/news-all/top-news/409-2020-05-14.html
		一般社団法人 日本ボランタリーチェーン協会		https://www.ita-fc.or.jp/article/3017.html
		大手家電流通協会	経済産業省	https://www.joshin.co.jp/info/0513guideline.pdf
	⑯生活必需物資供給	日本書店商業組合連合会	経済産業省	http://www.n-shoten.jp/images/coronavirusguide.pdf
		日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合	経済産業省	http://www.cdynet.jp/modules/information/index.php/page96.html

業種別ガイドラインについて

令和2年5月26日18時 更新

業種	団体名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
69	全国商店街振興組合連合会	経済産業省	http://www.syoutengai.or.jp/news/topics.cgi
70	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 一般社団法人 日本旅館協会 一般社団法人 全日本シティホテル連盟	厚生労働省 国土交通省	http://www.ryokan.or.jp/top/news/detail/298 https://www.jcha.or.jp/news/203
71	一般社団法人 日本ホテル協会	国土交通省	https://www.j-hotel.or.jp/association/pressroom/association/66801
72	一般社団法人 日本エステティック振興協議会 特定非営利活動法人 日本エステティック機構等	経済産業省	http://esthe-npo.lekumo.biz/blog/2020/05/ver30-88c4.html
73	全国質屋組合連合会	警察庁	http://www.zenshichi.gr.jp
74	⑬生活必需サービス NPO法人日本ネイリスト協会	経済産業省	https://www.nail.or.jp/information/coronavirus/guideline/index.html
75	全国理容生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月末公表予定
76	全日本美容業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月末公表予定
77	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月末公表予定
78	全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月末公表予定
79	一般社団法人 日本リラクゼーション業協会	経済産業省	5月末公表予定
80	⑭ごみ処理 一般財団法人 日本環境衛生センター 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター	環境省	https://www.jesc.or.jp/library/tabid/373/Default.aspx https://www.jwnet.or.jp/info/chousa/index.html
81	⑮冠婚葬祭 公益社団法人 日本ブライダル文化振興協会 一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	経済産業省	https://www.bia.or.jp/guidelines/ https://www.zengokyo.or.jp/news/1980/
82	日本バンケット事業協同組合	経済産業省	https://www.j-banquet.com/index.php
83	一般社団法人 日本結婚相手紹介サービス協議会	経済産業省	http://www.jmic.gr.jp/
84	全日本葬祭業協同組合連合会 一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	経済産業省	5月29日公表予定
85	一般社団法人 日本民間放送連盟	総務省	https://www.j-ba.or.jp/category/broadcasting/jba103834
86	日本放送協会	総務省	https://www.nhk.or.jp/info/otherpress/pdf/2020/20200514.pdf
87	一般社団法人 衛星放送協会	総務省	https://www.eiseihoso.org/
88	⑯メディア 一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟	総務省	https://www.catv-jcta.jp/topics/detail/1760
89	一般社団法人 日本コミュニティ放送協会	総務省	https://www.jcba.jp/community/index.html
90	一般社団法人 日本映画製作連盟	経済産業省	http://www.eiren.org/
91	一般社団法人 日本音声製作連盟	経済産業省	https://onseiren.com/wp/wp-content/uploads/Japa_Guideline-1.pdf
92	⑰個人向けサービス 協同組合日本写真館協会	経済産業省	https://www.shashinkan.com/
93	一般社団法人日本コールセンター協会	経済産業省	https://ccaj.or.jp/
94	一般社団法人 全国ペット協会	環境省	5月29日公表予定
95	一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 全国オートバイ協同組合連合会 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会 一般財団法人 日本自動車購入協会 一般社団法人 日本自動車査定協会 一般社団法人 日本オートオークション協議会 日本自動車輸入組合 一般社団法人 日本二輪車オークション協会 一般社団法人 中古二輪自動車流通協会	経済産業省	5月27日公表予定

業種別ガイドラインについて

令和2年5月26日18時 更新

業種	団体名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
96	一般社団法人 全国銀行協会	金融庁	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2020/n051401/
97	日本証券業協会	金融庁	http://www.isda.or.jp/shinchaku/coronavirus/files/20200514coronagl.pdf
98	一般社団法人 全国信用金庫協会	金融庁	https://www.shinkin.org/news/pdf/20200515guideline.pdf
99	一般社団法人 全国信用組合中央協会	金融庁	https://www.shinyokumiai.or.jp/pdf/news20200515.pdf
100	⑯金融	一般社団法人 全国労働金庫協会	金融庁 https://all.rokin.or.jp/important/file/koronaguideline.pdf
101		一般社団法人 生命保険協会	金融庁 https://www.seiho.or.jp/data/billboard/disaster05/pdf/01.pdf
102		一般社団法人 損害保険協会	金融庁 https://www.sonpo.or.jp/news/covid-19/index.html
103		一般社団法人 日本クレジット協会	経済産業省 https://www.j-credit.or.jp/
104		公益社団法人 リース事業協会	経済産業省 6月上旬公表予定
105	⑰物流、運送	鉄道連絡会（一般社団法人 日本民営鉄道協会・JR等）	国土交通省 http://www.mintetsu.or.jp/association/news/2020/15261.html
106		公益社団法人 日本バス協会	国土交通省 http://www.bus.or.jp/news/covid-19Guide.pdf
107		一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会	国土交通省 http://www.taxi-japan.or.jp/content/?p=article&c=3111&a=13
108		一般社団法人 全国個人タクシー協会	国土交通省 http://www.kojin-taxi.or.jp/
109		公益社団法人 全日本トラック協会	国土交通省 http://www.ita.or.jp/info/coronavirus_guideline.html
110		日本内航海運組合総連合会	国土交通省 http://www.naiko-kaiun.or.jp/
111		一般社団法人 日本旅客船協会	国土交通省 https://www.jships.or.jp/news_detail.php?id=7554
112		一般社団法人日本船主協会	国土交通省 http://www.jsanet.or.jp/covid-19/index.html
113		一般社団法人 日本外航客船協会	国土交通省 http://www.jopa.or.jp/document/covid19-guidelines.pdf
114		日本船舶代理店協会	国土交通省 https://www.sendaikyo.org/
115		外航船舶代理店業協会	国土交通省 http://www.jafsa.jp/
116		定期航空協会 一般社団法人 全国空港ビル事業者協会	国土交通省 http://teikokyo.gr.jp/ http://www.air-terminal.or.jp/
117		一般社団法人 日本旅行業協会 一般社団法人 全国旅行業協会	国土交通省 https://www.iata-net.or.jp/virus/200514_crrspndncguideline.html
118		一般社団法人 日本倉庫協会	国土交通省 https://www.nissokyo.or.jp/index.php
119		一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会	国土交通省 http://www.iarw.or.jp/
120		公益社団法人 全国通運連盟 一般社団法人 航空貨物運送協会 一般社団法人 國際フレイトフォワーダーズ協会 日本内航運取扱業海運組合	国土交通省 http://www.t-renmei.or.jp/ http://www.jafa.or.jp/ https://www.jiffa.or.jp/
121	⑲物流、運送	全国トラックターミナル協会	国土交通省 http://www.zentakyo.jp/
122		日本郵便株式会社	総務省 https://www.post.japanpost.jp/
123		一般社団法人 日本港運協会	国土交通省 http://jhta.or.jp/docs/corona20200518.pdf
124	㉑製造業全般	一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省 https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040.html
125		一般社団法人 日本造船工業会	国土交通省 https://www.sajn.or.jp/
126		一般社団法人 日本中小型造船工業会	国土交通省 http://www.cajs.or.jp/01detail.html?id=1451
127		一般社団法人情報サービス産業協会	経済産業省 https://www.jisa.or.jp/
128	㉒オフィス事務全般	一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省 https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040.html

業種別ガイドラインについて

令和2年5月26日18時 更新

業種	団体名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
129 ②企業活動、治安維持	一般社団法人 全国警備業協会	警察庁	http://www.ajssa.or.jp/
130	公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会	厚生労働省	5月末公表予定
131 ③行政サービス	日本公証人連合会	法務省	http://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/20200514.html

※上記のほか、学校、社会福祉施設、社会体育施設、研究施設等については所管省庁においてガイドライン等を作成・公表。

「社会経済活動再開に向けたガイドライン」

1 趣旨及び目的

5月14日（木）、緊急事態宣言が解除されたことに伴い、群馬県の緊急事態措置を終了しましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、県民・事業者の皆様には引き続き、外出自粛及び休業をお願いしているところです。今後、外出自粛、休業要請を段階的に緩和していくため、「社会経済活動再開に向けたガイドライン」を策定しました。

2 ガイドライン策定の背景

現在、新規感染者数は落ち着きを見せているものの、新型コロナウイルスの根絶は難しく、長期戦になることが想定されます。そこで、県としてガイドラインを作成し、社会経済活動の再開と感染防止策のバランスを取りつつ、一定の条件のもとで外出自粛や休業要請を段階的に解除していく方針です。

3 ガイドラインのポイント

- 判断基準とは・・・
 - ・感染状況、医療提供体制を判断する「客観的な数値」と数値によらない「総合的な状況」の2つの要素から現状を評価します。
- 警戒度とは・・・
 - ・県内外の感染拡大の状態を4段階で設定したものです。
- 行動基準とは・・・
 - ・県民、事業者の皆様にお願いする行動です。警戒度に応じて決まります
- 行動基準の段階的な緩和の流れ

判断基準によって現状を2週間の単位で評価し、基準を満たしている場合には、警戒度を1つずつ下げていきます。そして警戒度に応じた行動基準によって、県民や事業者のみなさまに外出自粛や休業要請をお願いします。

※感染状況の悪化等の理由で警戒度を上げる場合には迅速に判断します。

4 感染拡大防止と新しい生活様式の実践

再開後の感染再拡大に備えるため、社会経済活動再開の条件として、事業者の皆様に各団体や業界ごとのガイドラインを策定し、感染防止対策を徹底していただきます。また、県民を挙げての「新しい生活様式」の実践をお願いすることとなります。

県としても、PCR検査数の拡充により、県内の感染状況を早期に把握するとともに、医療提供体制の整備を図り、感染の第二波、第三波に備えていきます。

5 施行日

令和2年5月15日（金）

※県内の感染者の状況、近隣都県の状況等により、内容を修正することがあります。

<ガイドラインのポイント>

2週間ごとに検討

ただし警戒度を上げる場合は迅速に判断



現状を評価する「判断基準」と、警戒度に応じた「行動基準」の大きく2つの要素からなります。

判断基準は、「客観的な数値」と「総合的な状況」の2つを設定しており、判断基準には数値によらない「総合的な状況」を加えることで、包括的な基準としています。

行動基準は、警戒度に応じた4段階で設定しました。

判断基準に基づき、2週間ごとに状況を評価し、判断基準を満たしている場合には、警戒度を1つずつ下げるという仕組みとしています。

警戒度を下げる際には、1段階ずつ下がることになりますが、大規模なクラスターの発生などの急激に感染状況が悪化した場合は、2週間の評価期間を待つことなく弾力的に評価を行い、警戒度を同時に引き上げるという対応を取る可能性もあります。

<警戒度移行の判断基準 ①客観的な数値>

項目		内容	現在値 (月 日)	過去最高値
1 感染状況	(1)新規感染者数	平均 5 人/日 以下かつ減少傾向	人	7.5 人
	(2)経路不明の感染者数の割合	経路不明が 1 / 3 以下 or 1 人未満/日	%	40.0 %
	(3)PCR検査の陽性率	平均 5 %以下	%	13.4 %
2 医療提供体制	(1)重症・重篤例への診療体制	①ECMO使用（超重症者） 4 台以下 ②人工呼吸器使用（重症者） 10 台以下	7台中 台	2
	(2)病床の稼働率	感染者用病床の稼働率 50 %以下	23台中 台	—

※各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備の進展に合わせ、基準も変動していく。

警戒度移行の判断基準は、「客観的な数値」と、「総合的な状況」の2つを設定しています。

①客観的な数値は、これまでの状況を分析した結果や、医療提供体制を逼迫させないという観点から、5項目（新規感染者数、経路不明の感染者数の割合、PCR検査の陽性率、重症・重篤例への診療体制、病床の稼働率）を設定しました。

この5項目により、県内の感染状況や医療提供体制の状況を判断します。

医療提供体制は、体制整備の進展に応じ、項目の中身や基準の内容を随時見直していきます。

<警戒度移行の判断基準 ②総合的な状況>

項目		内容
1 感 染 状 況	介護施設等の状況	介護施設等の発熱状況がモニターされていること。
	近隣都県の感染状況	東京都との往来が再開しても感染拡大の恐れがないこと。 (東京都の実効再生産数が1未満程度であること)
	群馬県の感染状況	群馬県の実効再生産数が1未満程度であること。
	入院状況	5月9日現在の平均入院期間21.7日に比べて著しく長くなっていないこと。
2 医 療 提 供 体 制	PCR検査件数	1日100件以上の検査が、常時可能となる体制が整備されている、もしくは見込みがあること。
	院内感染制御	病院が、相当数のPPEの備蓄があること(60日分程度)
	一般医療への影響	治療の先伸ばしによる悪影響をモニターし、問題がないこと。
	疑似症患者への医療等	疑似症患者の入院状況
	軽症者等の宿泊療養施設の確保等	感染者数に対して、十分な室数が確保できていること。

警戒度移行の判断基準について、現実の動きは数値だけで計れるものではないため、数値によらない総合的な状況をもう一つの判断要素として取り入れています。

県の感染の特徴として、陽性者の約半分が介護施設の関係者であり、亡くなられた方のほとんどが入居されていた高齢者ということです。介護施設は、特に注意を払う必要があります。

特に重要な点は、交通の要衝である本県の地勢的な事情に鑑み、東京都や近隣県の状況にも注目しつつ、県内の状況を判断していきます。

<4段階の警戒度と行動基準>

警戒度		個人			事業者		【参考】 学校
区分	状態	外出	県外移動	イベント	休業等	勤務形態	
4	県内、都内ともに感染リスクが大きい	×	×	×	・遊技・遊興施設、文教施設等の休業要請 ・飲食店の時短営業 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨 (7割目標)	× ・登校なし ・部活自粛
3	県内では感染リスクが抑制されているが、都内では依然として感染リスクが高い	△ ・3密となるハイリスク場所は不可 ・高齢者等のハイリスク者は不可	×	△ 10人以下のものは可	一部解除 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨 (5割目標)	× ・登校なし ・部活自粛
2	県内、都内ともに感染リスクが抑制されている	△ ・3密となるハイリスク場所は不可 ・高齢者等のハイリスク者は不可	○	△ 50人以下のものは可	全面解除 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨 (3割目標)	△ ・分散登校 (週2～3日) ・部活自粛
1	県内、都内ともに感染リスクが低い	○	○	○	全面解除	テレワークの推奨	△→○ 分散(週5) →通常登校

※1 全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策を徹底

※2 レベル1、2で「○」としている行動であっても、国の基本的対処方針に基づき、別途要請等を行う場合あり

個人の行動基準は、「外出」・「県外移動」・「イベント」、事業者の行動基準は、「休業等」・「勤務形態」を例示しています。

自粛は「×」、条件付で認めるものは「△」、活動を認めるものは「○」で表記しています。政府の基本的対処方針の内容によって、現在「○」としている行動であっても、皆様に別途要請を行う可能性があります。

警戒度4は、県民・事業者の皆様に、不要不急の外出自粛や営業休止を要請しています。

警戒度3は、外出自粛要請が解除となります。不要不急の移動は最小限としてください。事業者においては、過去にクラスターが発生するなど、リスクが高い場所を除いて、休業要請や時短営業要請が解除となります。

警戒度2は、不要不急の外出や都道府県をまたいだ移動が再開可能となります。感染拡大防止対策の徹底と「新しい生活様式」の実践が前提となります。感染のリスクが高いとされている場所についても、営業再開が可能となります。

警戒度1は、高齢者や基礎疾患のある人も、社会交流が可能となります。

外出や営業を認めるのは、感染防止対策を徹底し、「新しい生活様式」を実践している場合に限ります。事業者の皆様は、感染防止対策の徹底をお願いします。

<行動基準一覧表>

警戒度	状態	県民	事業者	[参考]学校
4	県内、都内ともに感染リスクが大きい	<ul style="list-style-type: none"> 外出自粛(7割~8割の外出削減) ※通院、食料買い出しを除く 都道府県をまたいだ移動の自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 休業要請／企業名公表 テレワークを推奨(目標7割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤 高齢者施設や病院での面会禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 登校なし 部活自粛
3	県内では感染リスクが抑制されているが、都内では依然として感染リスクが大きい	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県をまたいだ移動の自粛 ※仕事、帰省、旅行など理由を問わず リスクが高い場所へは外出自粛 高齢者や基礎疾患者は外出自粛 外出時は「新しい生活様式」を厳守 徹底的な防止策を講じた上で、10人以下のイベント開催や、施設利用も可能 不要不急の移動は最小限に 	<ul style="list-style-type: none"> 休業要請の段階的解除 テレワークの推奨(目標5割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤 高齢者施設や病院での面会禁止 不要不急の移動は最小限に 	<ul style="list-style-type: none"> 登校なし 部活自粛
2	県内、都内ともに感染リスクが抑制されている	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県をまたいだ移動の再開 リスクが高い場所へは、外出自粛 高齢者や基礎疾患のある人は外出自粛 外出時は「新しい生活様式」を厳守 50人以下のイベント開催が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 休業要請の全面解除 テレワークを推奨(3割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤 高齢者施設・病院での面会禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 分散登校(週2~3日) 部活自粛
1	県内、都内ともに感染リスクが極めて低い	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や基礎疾患のある人も社会との交流を再開 ※物理的距離をしっかりと確保し、距離の確保が難しい機会は極力減らすこと 外出時は「新しい生活様式」を厳守 全ての人が、混雑した場所には出来るだけ行かないようにすること 	<ul style="list-style-type: none"> テレワークを推奨 ※時差出勤、自転車・自動車通勤 高齢者施設や病院での面会再開 ※「新しい生活様式」を厳格に保つこと 特段の規制なく、就業が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 分散登校(週5日) ↓ 通常登校 部活 3密を防ぐ工夫をして実施

※全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策を徹底
 ※国の基本的対処方針に基づき、別途要請等を行う場合あり

<休業要請の段階的な解除>

○「感染防止対策の徹底」、「新しい生活様式の実践」が条件

警戒度3

- これまでにクラスターが基本的に発生していない施設等で営業再開
- 居酒屋、飲食店での時間短縮営業を解除
- 10人以下のイベント

警戒度2

- 全施設で営業再開
(スポーツクラブ等の屋内運動施設、バー、キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、カラオケ・ライブハウス等も可能)
- 50人以下のイベント

事業者の休業要請の段階的解除は、上記のとおりです。

社会経済活動の再開は、感染防止対策の徹底と「新しい生活様式」の実践が条件となっています。

警戒度3は、過去にクラスターが発生するなど、リスクが高い場所（接待を伴う夜間の飲食店、屋内運動施設（スポーツクラブ等）、ライブハウス、カラオケ等）を除いて、休業要請や時短営業要請が解除となります。居酒屋、飲食店等の時短営業要請も解除します。

警戒度2は、これまで営業休止を要請している全施設で営業再開が可能となります。

各業界、事業者の皆様は、感染防止対策ガイドラインを作成し、徹底することで、感染拡大を起こさないような対策を行ってください。

適切な感染防止対策

発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none">・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止	<ul style="list-style-type: none">・店舗利用者の入場制限、滞在時間の制限を設ける・十分な座席間隔（四方を開けた席配置等）を確保する・入退出時、集合場所等での十分な間隔の確保（約2m間隔の確保）・換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）・密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none">・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行・来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行・対面機会の削減（または、ビニールカーテン等の設置）・大声での会話が発生しない環境作り（利用者への呼びかけ、音響を最小限に設定等）・店舗・事務所内の定期的な消毒、キャッシュレスの利用
移動時の感染防止	<ul style="list-style-type: none">・ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩出勤の推進）・従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等）・出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

① 特措法による協力要請を行う施設例

種類	施設	休止要請	解除する 警戒度	備考
遊興施設等	キャバレー	対象	2	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請)
	ナイトクラブ	対象	2	
	ダンスホール	対象	2	
	スナック	対象	2	
	バー	対象	2	
	ダーツバー	対象	2	
	パブ	対象	2	
	性風俗店	対象	2	
	デリヘル	対象	2	
	アダルトショップ	対象	2	
	ストリップ劇場	対象	2	
	個室ビデオ店	対象	2	
	ネットカフェ	対象	2	
	漫画喫茶	対象	2	
	カラオケボックス	対象	2	
	射的場	対象	2	
	ライブハウス	対象	2	
	場外馬(車・舟)券場	対象	2	
大学・学習塾等	大学	対象	2	【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請)
	専門学校	対象	2	
	専修学校・各種学校	対象	2	
	日本語学校・外国語学校	対象	2	
	インターナショナルスクール	対象	2	
	自動車教習所	対象	3	
	学習塾	対象	3	
	オンライン授業	対象外	-	
	家庭教師	対象外	-	
	英会話教室	対象	3	
	音楽教室	対象	3	
	囲碁・将棋教室	対象	3	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	3	
	そろばん教室	対象	3	
	バレエ教室	対象	3	
	体操教室	対象	3	

① 特措法による協力要請を行う施設例

種類	施設	休止要請	解除する 警戒度	備考
文教施設	幼稚園	対象	2※	<p>【要請の内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請</p> <p>※県立学校は6月1日から段階的に再開予定。市町村立学校は、県立学校と同一歩調をとるよう求める。</p>
	小学校	対象	2※	
	中学校	対象	2※	
	義務教育学校	対象	2※	
	高等学校	対象	2※	
	高等専修学校	対象	2	
	高等専門学校	対象	2	
	中等教育学校	対象	2※	
	特別支援学校	対象	2※	
運動・遊技施設	体育館	対象	2	<p>【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請) ※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。 ☆屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。</p>
	屋内・屋外水泳場	対象	2	
	ボウリング場	対象	2	
	スケート場	対象	2	
	ゴルフ練習場(※)	対象外	3	
	バッティング練習場(※)	対象外	3	
	陸上競技場(☆)	対象外	3	
	野球場(☆)	対象外	3	
	テニス場(☆)	対象外	3	
	柔剣道場	対象	2	
	弓道場	対象外	—	
	スポーツクラブ	対象	2	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	2	
	マージャン店	対象	2	
	パチンコ屋	対象	2	
	ゲームセンター	対象	2	
	テーマパーク	対象	2	
	遊園地	対象	2	
劇場等	劇場	対象	3	<p>【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請)</p>
	観覧場	対象	3	
	プラネタリウム	対象	3	
	映画館	対象	3	
	演芸場	対象	3	
集会・展示施設	集会場	対象	3	<p>【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請(床面積の合計にかかわらず、施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請))</p>
	公会堂	対象	3	
	展示場(住宅展示場については、集客活動を行い、来場を促すもの)	対象	3	
	貸会議室	対象	3	
	文化会館	対象	3	
	多目的ホール	対象	3	
	神社	対象外	—	
	寺院	対象外	—	
	教会	対象外	—	

① 特措法による協力要請を行う施設例

種類	施設	休止要請	解除する 警戒度	備考
集会・展示施設	博物館	対象	3	【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請)
	美術館	対象	3	
	図書館	対象	3	
	ホテル(集会の用に供する部分に限る。)	対象	3	
	旅館(集会の用に供する部分に限る。)	対象	3	
	科学館	対象	3	
	記念館	対象	3	
	水族館	対象	3	
	動物園	対象	3	
	植物園	対象	3	
商業施設	ペットショップ(ペットフード売り場を除く)	対象	3	【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請)
	ペット美容室(トリミング)	対象	3	
	宝石類や金銀の販売店	対象	3	
	住宅展示場(戸建て、マンション)	対象	3	
	古物商(質屋を除く。)	対象	3	
	金券ショップ	対象	3	
	古本屋	対象	3	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	3	
	囲碁・将棋盤店	対象	3	
	DVD/ビデオショップ	対象	3	
	DVD/ビデオレンタル	対象	3	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	3	
	ゴルフショップ	対象	3	
	土産物屋	対象	3	
	旅行代理店(店舗)	対象	3	
	アイドルグッズ専門店	対象	3	
	ネイルサロン	対象	3	
	まつ毛エクステンション	対象	3	
	スーパー銭湯	対象	3	
	岩盤浴	対象	3	
	サウナ	対象	3	
	エステサロン	対象	3	
	日焼けサロン	対象	3	
	脱毛サロン	対象	3	
	写真屋	対象	3	
	フォトスタジオ	対象	3	
	美術品販売	対象	3	
	展望室	対象	3	

② 特措法によらない協力依頼を行う施設例

種類	施設	休止要請	解除する 警戒度	備考
大学・学習塾等	大学	対象	2	【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止については、床面積の合計が1,000平方メートル超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(=休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	専門学校	対象	2	
	専修学校・各種学校	対象	2	
	日本語学校・外国語学校	対象	2	
	インターナショナルスクール	対象	2	
	自動車教習所	対象	3	
	学習塾	対象	3	
	オンライン授業	対象外	-	
	家庭教師	対象外	-	
	英会話教室	対象	3	
	音楽教室	対象	3	
	囲碁・将棋教室	対象	3	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	3	
	そろばん教室	対象	3	
	バレエ教室	対象	3	
	体操教室	対象	3	
集会・展示施設	博物館	対象	3	【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設については、床面積の合計が1,000平方メートル超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(=休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼。
	美術館	対象	3	
	図書館	対象	3	
	ホテル(集会の用に供する部分に限る。)	対象	3	
	旅館(集会の用に供する部分に限る。)	対象	3	
	科学館	対象	3	
	記念館	対象	3	
	水族館	対象	3	
	動物園	対象	3	
	植物園	対象	3	

② 特措法によらない協力依頼を行う施設例

種類	施設	休止要請	解除する警戒度	備考
商業施設	ペットショップ(ペットフード売り場を除く)	対象	3	【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設については、床面積の合計が1,000平方メートル超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(=休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	ペット美容室(トリミング)	対象	3	
	宝石類や金銀の販売店	対象	3	
	住宅展示場(戸建て、マンション)	対象	3	
	古物商(質屋を除く。)	対象	3	
	金券ショップ	対象	3	
	古本屋	対象	3	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	3	
	囲碁・将棋盤店	対象	3	
	DVD/ビデオショップ	対象	3	
	DVD/ビデオレンタル	対象	3	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	3	
	ゴルフショップ	対象	3	
	土産物屋	対象	3	
	旅行代理店(店舗)	対象	3	
商業施設	アイドルグッズ専門店	対象	3	【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設については、床面積の合計が1,000平方メートル超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(=休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	ネイルサロン	対象	3	
	まつ毛エクステンション	対象	3	
	スーパー銭湯	対象	3	
	岩盤浴	対象	3	
	サウナ	対象	3	
	エステサロン	対象	3	
	日焼けサロン	対象	3	
	脱毛サロン	対象	3	
	写真屋	対象	3	
	フォトスタジオ	対象	3	
	美術品販売	対象	3	
	展望室	対象	3	

③ 基本的に休止を要請しない施設

飲食店・居酒屋等の食事提供施設については、警戒度3において、営業時間短縮の協力要請を解除
(適切な感染防止対策の徹底を依頼)

国の基本的対処方針に基づく警戒度1における要請の補足事項

<イベントの開催制限について>

「警戒度1」では、イベントの開催における行動基準を「〇」としています。これを、国の基本的対処方針を準用し、下表のとおり運用することとします。

【警戒度1におけるイベントの開催制限】

県ガイドライン の警戒度	適用想定日	屋内	屋外
1	6／13～	1,000人	1,000人
		50%以内	十分な間隔
	7／10～	5,000人	5,000人
	8／1～	50%以内	十分な間隔
		上限なし	上限なし
		50%以内	十分な間隔

* 6月18日までは、県外からの参加者が多数見込まれるものは控える。

[注1] 上段は「人数上限」、下段は「収容率（定員に対する割合）」を示す。

[注2] 「人数上限」と「収容率」はどちらか小さい方を限度とする。

[注3] 「十分な間隔」はできれば2mを確保する。

納税・行政手続等に係る猶予・延長等の対応状況

No	納税・手続等	内容	担当所属	電話番号
1	県税の徴収猶予の特例制度	<p>新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入が大幅に減少し、一時に納税が困難な場合において、申請により無担保かつ延滞金なしで1年間、県税の徴収の猶予を受けることができる。</p> <p>○申請期限：納期限又は6月30日(火)まで</p> <p>○対象税目：令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する法人の県民税、法人の事業税、個人の事業税、不動産取得税、自動車税（種別割）などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）</p>	<p>【行政県税事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前橋 027-234-1800 ・渋川 0279-22-4050 ・伊勢崎 0270-24-4350 ・高崎 027-322-6297 ・藤岡 0274-22-1442 ・富岡 0274-63-2245 ・吾妻 0279-75-3300 ・利根沼田 0278-22-4336 ・太田 0276-31-3261 ・桐生 0277-53-2113 ・館林 0276-72-4461 <p>【自動車税事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 027-263-4343 	
2	法人の県民税・法人の事業税の申告期限の延長	新型コロナウイルスの影響により、期限までに申告・納付することが困難な場合は、申請により期限を延長することができる。	各行政県税事務所、自動車税事務所	027-226-2148
3	自動車税（種別割）の身体障害者等に係る減免申請期限の延長	申請期限を納期限である6月1日(月)から6月30日(火)まで延長する。また、令和2年度に限り郵送での申請を受け付ける。	各行政県税事務所、自動車税事務所	027-226-2148
4	公益法人・移行一般法人の事業報告書等の提出に係る彈力的運用	事業計画書、収支予算書、財産目録、計算書類、事業報告書等の提出が遅れる場合は、その状況を考慮して対応する。	県民活動支援・広聴課	027-226-2148
5	特定非営利活動法人の事業報告書等及び役員報酬規程等の提出に係る弾力的運用	令和2年1月1日以降6月末までに提出期限が到来する事業報告書等及び役員報酬規程等について、提出が遅延した場合であっても、令和2年9月末までは督促等を行わないなど、弾力的な運用を行う。	県民活動支援・広聴課	027-226-2291

No	納税・手続等	内容	担当所属	電話番号
6	特別児童扶養手当の再認定に係る診断書の提出期限の延長	令和2年2月から令和3年2月までの間に再認定の期限が到来する者について、診断書の提出期限を1年延長。	児童福祉・青少年課	027-226-2624
7	不妊治療助成対象年齢の延長	<p>感染防止の観点から一定期間治療を延期した場合、助成対象年齢要件を緩和。</p> <p>(令和2年4月1日時点の妻の年齢)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療期間初日43歳未満から44歳未満に引き上げ。 ・治療回数6回分を助成する場合の最初の治療年齢上限を40歳未満から41歳未満に引き上げ。 <p>※41歳以上44歳未満であるときは通算3回まで助成</p>	児童福祉・青少年課	027-226-2606
8	新型コロナウイルス感染症対応に係る医療法上の手続開設及び変更許可等の事後申請を認めるもの。	医務課	027-226-2532	
9	主任介護支援専門員更新研修の中止に伴う研修未受講者への臨時措置	主任介護支援専門員更新研修が中止されたことにより資格の有効期限の更新が不可能となった主任介護支援専門員に対し、当面の間、主任介護支援専門員及び介護支援専門員の資格を喪失しない扱いとする。	介護高齢課	027-226-2562
10	公費負担医療（肝炎治療費特別促進事業、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業、在宅人工呼吸器使用者支援事業、特定疾患治療研究事業）の有効期間延長	令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に受給者証等の有効期限が到来する者について、当該期限を1年延長。	保健予防課	027-226-2608 027-226-2610
11	インターフェロンフリーゲンの助成申請に必要な診断書を作成可能な医師（県が開催する講習会受講者）で資格の有効期間が令和2年4月から7月までの間に到来する者について、当該期限を令和3年7月末日まで延長。	インターフェロンフリーゲンの助成申請に必要な診断書を作成可能な医師（県が開催する講習会受講者）で資格の有効期間が令和2年4月から7月までの間に到来する者について、当該期限を令和3年7月末日まで延長。	保健予防課	027-226-2608

No	納税・手続等	内容	担当所属	電話番号
12	児童福祉法に基づく小児慢性特定疾患医療費、難病の患者に対する医療費に関する法律に基づく特定医療費受給者証の有効期間延長	令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に受給者証等の有効期限が到来する者について、当該期限を1年延長。	保健予防防護課	027-226-2611
13	身体障害者手帳及び療育手帳の再認定（再判定）期限の延長	令和2年3月から令和3年2月までの間に再認定（再判定）の期限が到来する者について、当該期限を1年延長。	障害政策課	027-226-2634
14	精神保健福祉手帳の診断書提出期限の延長	令和2年3月から令和3年2月までの間に有効期限が到来する者について、診断書の提出を1年間猶予。	障害政策課	027-226-2640
15	自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）の有効期間の延長	令和2年3月から令和3年2月までの間に有効期限が到来する者について、有効期限を1年間延長。	更生医療・育成医療 精神通院	027-226-2636 027-226-2640
16	特別障害者手当等の再認定に係る診断書の提出期限の延長	令和2年2月から令和3年2月までの間に再認定の期限が到来する者について、診断書の提出期限を1年延長。	障害政策課	027-226-2634
17	福祉・介護職員等処遇改善計画書提出期限の延長	計画書の提出期限を4/15から7/31までに延長。	障害政策課	027-226-2632
18	産業廃棄物処理業の更新許可申請の弾力的運用	<p>○ 申請添付書類の代替措置</p> <p>許可申請の必須添付書類である許可申請講習会等修了証が、講習会中止・延期のため添付できないことから、代替措置として、修了証提出不可の「理由書」を添付することにより申請書を交付。</p> <p>○ 郵送申請の試行</p> <p>郵送申請による受付を試行中。</p>	廃棄物・リサイクル課	027-226-2861

No	納税・手続等	内容	担当所属	電話番号
19	基準器検査証印の有効期間の延長	令和2年4月7日～令和2年7月31日に有効期間が満了する基準器検査証印について、その有効期間を6ヶ月延長。	計量検定所	027-263-2436
20	運転免許関係の更新等の手続に係る臨時措置	新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由に、運転免許証の通常の更新手続を受けることができない、できなかつた方への対応。	総合交通センター	027-253-9300

令和2年5月28日
産業経済部

事業者支援の状況について

1 県内企業からの相談状況（5/27現在）

相談窓口	ワンストップセンター	融資	経営	労働	計
件数	7,163	725	246	280	8,414

【参考】ワンストップセンターでの相談対応状況（4/24～5/21の4週間分 6,197件）

○業種別件数

①飲食業1,842 ②小売業319 ③宿泊業264 ④その他（サービス業等）1,763等

○相談内容別件数

①休業要請・支援金5,728 ②（国）持続化給付金189 ③金融・資金繰り112
④労働相談63 ⑤その他（苦情等）314等

2 感染症対策事業継続支援金の申請状況（5/27現在）

相談窓口	問合せ	申請受付		
			オンライン	郵送
件数	3,367	7,135	(3,912)	(3,223)

※（）は内数

○申請期間：5月13日～6月15日

○支給開始：5月29日から順次

3 業界ごとの感染症対策ガイドラインの策定（5/27現在）

○県内107団体へ作成を依頼

○74団体と「覚書」締結済

学校休業中の対応について

教育委員会

5月31日までの学校休業中における感染防止の徹底や児童生徒への支援の充実に向け、以下のよう対応を行うこととする。

1 臨時休業期間中の生活面等への支援について

- 児童生徒への感染防止を踏まえ、原則的に登校日を設けないこととする。ただし、休業中の児童生徒の状況確認や心のケアに対応できるよう、各学校において電話連絡やメール配信、家庭訪問等を通じて、丁寧に支援する。その際、新入生や配慮が必要な児童生徒については、特にきめ細かな情報共有を図り、個々の児童生徒の実態に合わせて適切な対応を工夫する。また、市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼する。
- 学校体育施設の利用については、原則的に中止とする。なお、放課後児童クラブや放課後等デイサービス等から、支援要請があった場合については、私学・子育て支援課や障害政策課と十分連携を図りながら、感染防止を徹底した上で対応する。
- 自宅での検温の実施等について、保護者に協力を依頼し、生徒の健康管理を徹底する。
- 児童生徒が規則正しく生活し、不安や悩み等がある場合に適切な支援を受けられるよう、朝のメール配信など、定期的に連絡を行い、きめ細かに生徒の状況を確認する。
- 不安や悩み等があり相談が必要な生徒については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも有効に活用しながら、電話相談、Web会議システムを活用した面談、教育支援アプリケーションを活用した指導・支援等を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携して対応する。
- 各学校において、「24時間子供SOSダイヤル」や「子ども教育・子育て相談」等の学校外の相談窓口を改めて周知するとともに、高校生については、リーフレット「いま、悩んでいる君へ」等を活用し、心配な事案についてはすぐに相談できるようにする。※1
- 併せて、群馬テレビのオンラインサポート授業の放送の中で心のケアについて語りかけ、「24時間子供SOSダイヤル」や「子ども教育・子育て相談」の窓口を周知する。
- いじめや虐待を受けていたり不登校傾向があつたりするなど、課題を有すると思われる児童生徒については、個別に登校させるなどして指導・支援する。指導・支援に当たっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも有効に活用するとともに、必要に応じて関係機関と適切に連携する。また、個別登校させる際は、感染防止対策を徹底するとともに、できるだけ公共交通機関の利用を避け、原則として保護者に送迎を依頼する。
- 要保護児童対策地域協議会をはじめ、児童相談所や市町村の福祉部局、各警察署との連携を深め、要注意家庭の状況の確認を適宜行うとともに、心配な家庭の情報共有に努め、児童虐待等の未然防止を図る。また、発生した場合は早期に対応する。
- SNS上のトラブルや犯罪被害等に遭わないよう、SNS等の利用について細心の注意を払うよう指導する。
- 高校生のアルバイトについては、感染の拡大を防ぐ観点から、行わないよう指導する。

2 臨時休業中の学力保障について

- (1) 学校が指導計画を踏まえた適切な家庭学習を課すとともに、電話、電子メール、家庭訪問等の様々な手段を通じて、学習の状況や成果をきめ細かく把握しながら、必要な支援を行う。
- (2) 小中学校では、児童生徒の学力保障等に向けて、家庭学習の補助としての「小中学生のためのオンラインサポート授業」の内容を充実させる。
- 新しい学校に入学したばかりの小学校1年生や中学校1年生、受験を控えた中学校3年生などに対する補充的な学習についても充実させる。
- 配信授業数については、5月26日（火）現在122本、更に38本制作済み。
- インターネット環境がない家庭向けに群馬テレビの協力を得て、5月7日（木）から5月29日（金）まで、午前9時から約2時間放映する。※2
- 撮影については、県庁3階動画・放送スタジオを活用し、内容の充実を図る。

- 上毛新聞紙上で臨時休業中の中学3年生に向けて、義務教育課の指導主事が5教科の効果的な学習方法を助言するという企画が5月19日(火)から10回連続で掲載される。
- (3) 高等学校では、学校のWebページやぐんまスクールネット、教育支援アプリケーション等を積極的に活用して、家庭学習の充実を図る。
- 生徒が計画的に学習を進められるよう、年間指導計画に基づいた学習計画表を作成して、Webページへの掲載や、メール配信等により、生徒・保護者へ周知する。
- 学校再開後、臨時休業期間における学習状況を適切に評価できるよう、学習記録表を作成し、記録を付けさせたり、課題を提出させたりして、個々の学習状況を適切に把握する。
- 各学校で各教科の学習動画等を作成し、計画的に学校のWebページへ掲載する。
- 県教育委員会では、各学校で活用できる学習教材・学習支援動画等を作成し、群馬県総合教育センターのWebページに掲載している。
- 個別の指導・支援が必要な生徒に対しては、電話やメールなどを利用して、きめ細かに対応する。
- 就職や進路など、進路に関する情報については、ハローワーク等の関係機関との連携を強化し、必要な情報の収集に努め、学校のWebページに掲載したり、メール・教育支援アプリケーション等で配信したりして、生徒・保護者への周知を行うとともに、進路に関する相談窓口を明確化するなど相談体制を整備して、電話やメールなどで個別に対応する。
- (4) 特別支援学校では、幼児児童生徒一人一人の実態に応じた課題を作成して配布したり、オンラインサポート授業を積極的に活用したりするなど家庭学習の充実を図る。

また、手洗い体操や学校探検の他、授業や教職員の紹介場面などをDVD等に録画して幼児児童生徒に配布するなど、各学校が工夫し、丁寧な支援を行う。

3 臨時休業期間の長期化に係る市町村教育委員会との連携について

- 市町村教育委員会と、テレビ会議等の活用により一層の情報共有や連携を深め、臨時休業中の児童生徒へのきめ細かな対応を進めていく。
- 5月12日にTV会議で開催した市町村教育長協議会で、県立学校の段階的な再開についての考え方への理解を求め、市町村立学校再開後における教育課程の見直しや夏季休業の短縮などについて共通理解を図った。更に地方創生臨時交付金を活用した市町村のICT整備の加速化についても依頼を行った。14日、15日でICTの整備促進に向け、担当職員が直接全市町村を訪問し、より詳細な説明及び依頼を改めて行ったところ、多くの市町村で取り組んでいただけたこととなった。

4 学校再開に向けた対応について

警戒度2への移行に合わせて、県立学校を6月1日から段階的に再開していくこととし、また多くの市町村立学校でも再開を予定していることから、以下のような対応を行い、感染防止を図りながら子どもたちの学びを確保していく。

- 学校の段階的な再開に向け、県の行動基準や「新しい生活様式」を踏まえた「群馬県版学校再開に向けたガイドライン」の改訂を行う。また、学校現場で使用する非接触型体温計については、全学校分である約7,500本を確保し、各学校に配布。
- 市町村立学校については、5月25日にTV会議による県市町村学校教育主管課長会議で、年間指導計画を見直す際の参考資料等を配布し、実務に係る具体的な説明を行った。
- 県立高校に対しては、学校再開後の教育活動を行う上での留意点を指示した。
- ・年間指導計画の見直し（各教科の指導上の留意点、長期休業を活用した授業・補習の実施、学校行事の見直し等）
 - ・段階的な学校の再開（分散登校、学校における感染予防対策等）
- 特別支援学校では、学校再開後の授業時間数の確保のため、夏季休業日の短縮や指導内容の精選などにより、年間指導計画を見直す。
- ・スクールバスの運行については、当分の間は保護者による送迎を原則とする。送迎できる者がいないなどやむを得ない事情がある場合に限りスクールバス乗車を認める。乗車率は50%以下を目指す。
 - ・寄宿舎については、当分の間は遠距離のため通学が困難な舎生に限り宿泊を認める。在舎率50%以下を目指す。

※ 1

24時間子供SOSダイヤル

電話相談件数

	相談件数総数	(内) コロナ関係
1月	237 (261)	1
2月	217 (360)	5
3月	201 (297)	65
4月	233 (346)	68

※ () は昨年件数

- ・子供からの相談内容（主なもの さみしい、やることがない、外出できない 等）
- ・親からの相談内容(主なもの 子供がストレスを感じていて不安、生活リズムの乱れ、親子関係が悪くなった 等)
- ・3～4月相談内容の特徴：人間関係のトラブルによる相談が減り、コロナ関係の相談が増えた。

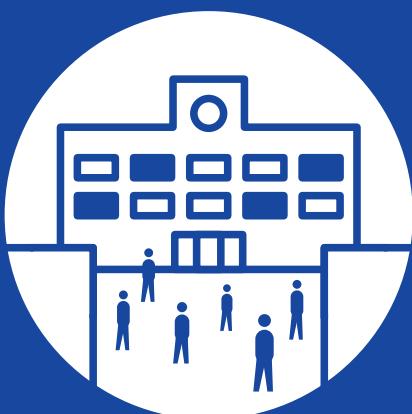
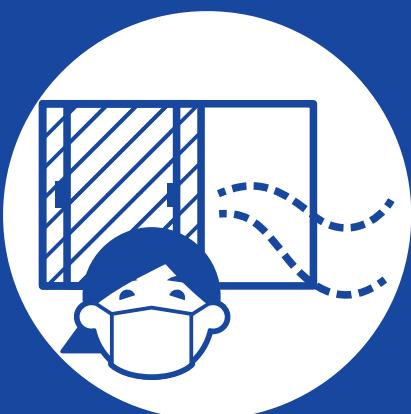
※ 2

オンラインサポート授業						
	国語	算数・数学	社会	理科	英語	保健体育
小学校低学年	8	8				6
小学校中学年	5	9			1	2
小学校高学年	5	10			3	3
中学校1年	3	4	3	1	4	4
中学校2年	2	5	7	6	4	
中学校3年	4	5	2	3	5	
	27	41	12	10	17	15

群馬県

学校再開に向けた ガイドライン

[改訂版]



登校前・登校時
学校生活
学校行事
給食・食事
部活動
休校等の基準



WEB サイト

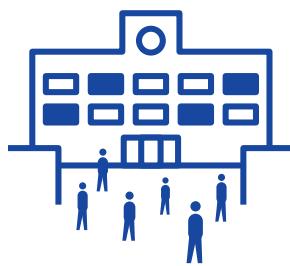
https://www.pref.gunma.jp/07/b21g_00633.html

令和2年5月

登校前・登校時



毎朝の検温



時差登校



はなれて歩く

通常登校に対応する内容

- 毎朝、家庭での検温を行い、発熱やだるさなどの風邪症状がないかチェックして「健康観察の記録表」に記入する。また、同居の家族にも検温や体調確認をしていただき、何か変わったことがあれば学校に伝えてもらう。
- 体温が 37.0°C 未満であっても、平熱より高い場合や風邪症状がある児童生徒は、自宅で休養する。
- 非接触型体温計で、登校時に、児童生徒の体温を測り、 37.0°C 未満であっても、平熱より高い場合や体調不良がみられる場合は、健康観察をしっかり行った上で帰宅させる。
- 登校時にはマスクを着用する。
※マスクがない場合は、家庭や地域に作成の協力を得る。
- こまめな水分補給のために、飲み物を持参する。
- 学校に登校したら、各教室に入る前に、手洗いを確実に行う。

分散登校時に対応する内容

※上記における対応に加え、以下の対応を行う。

- 学年、クラスを2から3グループに分け登校させるなど、児童生徒が一斉に学校に集まることを避ける。

学校生活



通常登校に対応する内容

- こまめに手洗いを行う。
- こまめな水分補給を行う。授業中にも水分補給を行うことを認める。
- 朝のホームルームでマスクの所持について確認し、室内では通常マスクを着用（運動時を除く）する。
- 換気のため、各教室は、原則、対角線上の2か所以上の窓を常に開けておく。加えて、休み時間には、出入口のドアも開放したりするなど換気を徹底する。
- 蛇口、ドアノブ、手すり、スイッチなど学校の共用部分は、できるだけ触れる回数を減らす。共用部分は、1日1回以上アルコールなどで消毒する。
- 校内に、手洗いや咳エチケットのポスターを掲示し、児童生徒の指導を徹底する。※参考ポスター（P.3）
- 室内においては、児童生徒間の距離を1メートルを目安として、できるだけ離すとともに、大声を出すことは控えるようとする。

分散登校時に対応する内容

※上記における対応に加え、以下の対応を行う。

- 休み時間ごとに手洗いを行う。手洗いの際、洗い場に児童生徒が集中しないよう、授業時間を短縮して、休み時間を長く設けるなどをする。
- 室内においては、児童生徒間の距離を2メートル（最低1メートル）確保するよう、できるだけ離すとともに、大声を出すことは控えるようとする。

学校行事



マスク



咳工チケット



通常登校・分散登校に関わらず共通する内容

- 運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動する学校行事については、当分の間実施しない。
- 修学旅行については、延期・縮小・中止について検討する。
- 体育祭や文化祭、発表会など、修学旅行以外の学校行事についても、感染防止及び授業時数確保の観点から、縮小・中止・延期等について検討する。
- 学校行事を行う場合は、近隣都県及び本県における感染状況や県主催イベントの実施ガイドライン等も踏まえ、実施時期や内容について検討する。

参考ポスター

参考ポスター

！咳工チケット
新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」「マスクの着用を證明するチケット」です。

■ほのかに人にうさがわないために
くしゃみや噴出があるときは、飛沫(ウイルスを含んでいるかもしれません)せません。次のよううな工チケットをひがめましょう。
・マスクをつける。
・マスクをつけてうなづきを避けます。
・うなづきをうなづきで避けます。
・周囲の人からうなづきを避けます。

3つの工チケット
・マスクをつける
・マスクをつけてうなづきを避けます
・うなづきをうなづきで避けます

！手洗い
新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」「マスクの着用を証明するチケット」です。

ドアノブや車の把手などの様々なものに触れることがあります。自分の手にもウイルスが付いている可能性があります。
外出先からの帰宅時や直前の直後、直前直後などごとに手を使います。

正しい手の洗い方
1. 手のひらをよくこすりあわせます。
2. 手のひらと指の間にこすりあわせます。
3. 手のひらと指の裏面をこすりあわせます。
4. 指の間にこすりあわせます。
5. 手のひらをこすりあわせます。

手洗いしてから手のひらでタオルで拭いてください。
タオルを複数回使用する場合は、タオルを交換してください。



内閣官房：新型コロナウイルス感染症の対応について
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

感染予防のために、できること。

All we have to do to prevent infection is simple.
The new Coronaviruses COVID-19
and Influenza are easily prevented by following these simple steps.

wash your hands frequently
ひんぱんに手を洗う

Supervision : Kenji Shibuya (King's College London), Yoshiro Hayashi (Kameda Medical Center), Narumi Hori (National Center for Global Health and Medicine), Eiji Kusumi (Navitas Clinic)
Design / Illustration : Takashi Tokuma (bowgraphics)



感染予防のために、できること。

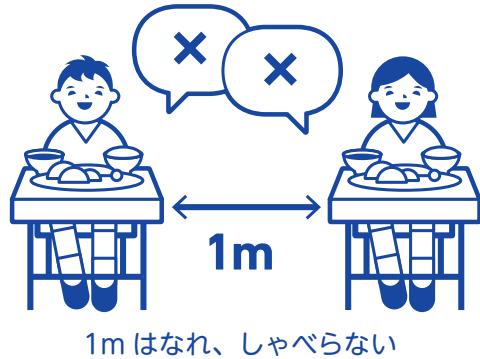
<https://www.bowlgraphics.net/covid19>

この作品はクリエイティブ・コモンズ表示 - 非営利 - 改変禁止 4.0 国際 ライセンスの下に提供されています。
Supervision : Kenji Shibuya (King's College London), Yoshiro Hayashi (Kameda Medical Center),
Narumi Hori (National Center for Global Health and Medicine), Eiji Kusumi (Navitas Clinic)
Design / Illustration : Takashi Tokuma (bowgraphics)

給食・食事



手洗い



1m はなれ、しゃべらない

通常登校に対応する内容

- 食事の前には、給食当番はもとより、児童生徒等全員が手洗いを徹底する。
- 給食の配膳を行う児童生徒及び教職員は、発熱や風邪症状がないか、マスクを着用するなど衛生的な服装であるか、手洗いを徹底しているか等、当番を行うことができるか毎日点検する。
- 食事をする際には、机を向かい合わせにはせず、座席の間隔を1メートルから2メートルを目安として、できるだけ空けて、飛沫を飛ばさないように会話を控える。
- 教室以外の場所も開放し、食事場所を分散させる工夫等を行う。

分散登校時に対応する内容

※上記における対応に加え、以下の対応を行う。

- 給食を時間差で提供する場合には、衛生管理基準のもと、食中毒等には十分注意する。
- 可能な限り品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）で適切な栄養摂取ができるよう工夫する。
- 衛生管理上の観点から、給食の持ち帰りは想定していないが、保護者の同意等を得た上で、例外的に持ち帰りを実施することなども検討する。

部活動



通常登校に対応する内容

- 部活動は、生徒の健康・安全の確保のため、生徒に任せて実施するのではなく、教師や部活動指導員等の指導の下で実施する。
- 学校生活と同様に、基本的な感染症対策を徹底した上で実施する。
- 発熱やだるさなどの風邪の症状が見られる生徒は、部活動への参加を見合せ、自宅で休養する。

分散登校時（週5）に対応する内容

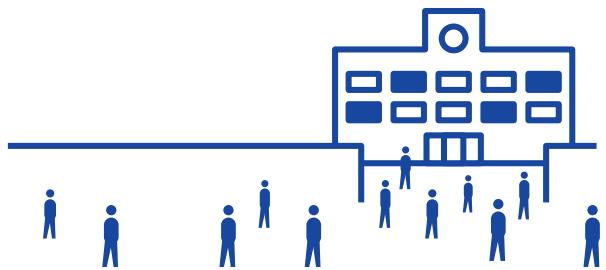
※上記における対応に加え、以下の対応を行う。

- 集団での活動機会が少なくなるため、個人練習がしやすい環境を整え、基礎体力などを養うことを推奨する。
- 部活動ごとに、活動日・活動時間を設定し、同時に同一箇所で大勢が活動しないようにする。
- 活動に際しては、生徒間の距離を2メートル以上空け、大声での会話や発声は避ける。

分散登校時（週2～3）に対応する内容

- 部活動は自粛（必要に応じて、部活動再開に向けた準備を行う。）

休校等の基準



通常登校・分散登校に関わらず共通する内容

- 児童生徒や教職員が、P C R 検査を受けることになった場合や、濃厚接触者となった場合は、学校に連絡する。
- 児童生徒や教職員に感染者が出た場合には、学校全体を臨時休業とするなどの対応を行う。
- 児童生徒や教職員が濃厚接触者となった場合には、登校を認めないこととする。その上で、生徒または教職員の所属する学級及び部活動について、学級閉鎖及び活動停止とするなどの対応を検討する。
- 以上を基本としながら、症状の重さや、学校内における活動の広さ、接触者の多さ、地域における感染の拡がりなどを考慮して、所管の教育委員会と相談し、近隣校の対応なども含め協議する。

問い合わせ先

県庁高校教育課	027-226-4641
県庁特別支援教育課	027-226-4651
県庁義務教育課	027-226-4611
県庁健康体育課	027-226-4707